

# 後期高齢者医療のお知らせ



後期高齢者医療の保険証や、保険料についてお知らせします。

問 市民課国保年金係 直 0263⑤0772

保険証を  
7月中旬  
から発送

令和6年8月1日(木)からお使いいただく新しい保険証をお送りします。新しい保険証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。

※現在ご使用中の保険証(だいだい色)は、6年7月31日(水)が有効期限となっています。

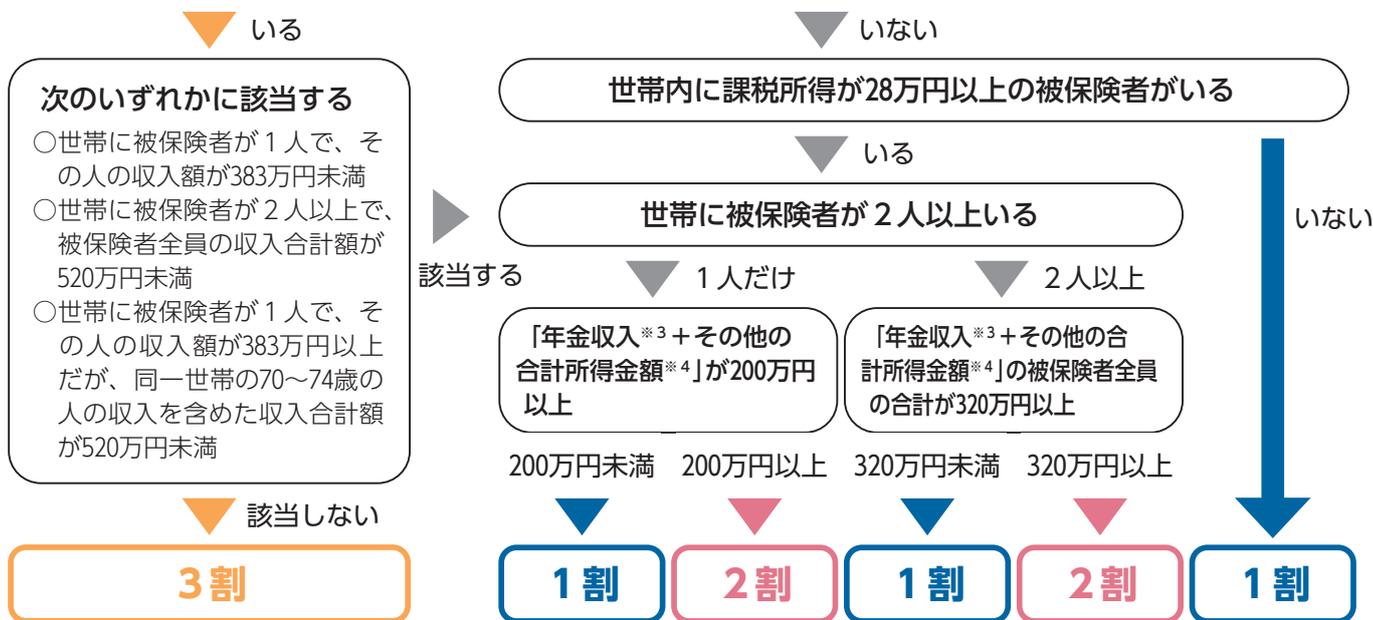


クリーム色の封筒でお送りします。

▲8月以降は黄色の保険証をお使いください

## 窓口負担割合判定 フローチャート

**スタート** 世帯内に課税所得<sup>※1</sup>が145万円以上の被保険者<sup>※2</sup>がいる



※1 「課税所得」とは、市・県民税納税通知書の「課税標準」の額(5年中の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引いた後の金額)です。  
 ※2 「後期高齢者医療の被保険者」とは、75歳以上の人(65~74歳で一定の障がいの状態にあり、広域連合から認定を受けた人を含む)のことです。  
 ※3 「年金収入」には、遺族年金や障害年金を含みません。  
 ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

6年度は、均等割額、所得割率、賦課限度額、低所得世帯に対する均等割額の軽減の基準額が変更となりました。以下の計算式で計算した保険料額を記載した決定通知書をお送りします。

保険料  
決定通知書を  
7月上旬から  
発送

<p><b>均等割額</b> 44,365円</p>	+	<p><b>所得割額</b> (前年の総所得金額等 -基礎控除43万円<sup>※</sup>) × 所得割率 9.45% (左記が58万円以下の場合) 8.56%</p>	=	<p><b>保険料</b> 限度額80万円 ※昭和24年3月31日以前に生まれた人や障がい認定の人は73万円</p>
--------------------------------	---	--	---	--

※合計所得金額が2,400万円を超える人は、その合計所得金額に応じて基礎控除額が変わります。



◀桃色の封筒でお送りします

年金からの天引き(特別徴収)と口座振替や納付書(普通徴収)の両方で納めていただく人は、納付方法が二つに分かれるため、通知書が2通届きます。年間の保険料は、普通徴収の通知に記載されていますので、ご確認ください。

# 国民健康保険のお知らせ



国民健康保険の保険証や、変更点についてお知らせします。

問 市民課国保年金係 直 0263-52-0772

保険証を  
7月上旬  
から発送

令和6年8月1日(木)からお使いいただく新しい保険証をお送りします。70歳以上の人は、保険証に窓口負担割合が記載されています。保険証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。  
※現在ご使用中の保険証(空色)は、6年7月31日(水)が有効期限となっています。



水色の封筒でお送りします。

▲8月以降はうぐいす色の保険証をお使いください

## 令和6年度 国民健康保険税の変更点

### 変更点① 国民健康保険税の税率を変更しました

高齢化の進展により医療費などが増加しています。そのため、国保税を構成する「医療保険分」「後期高齢者支援分」「介護保険分」の所得割率、均等割額、平等割額の改定を行いました。

区分	医療保険分		後期高齢者支援分		介護保険分	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
所得割率	6.35%	6.42%	2.45%	2.71%	2.11%	2.28%
均等割額	23,500円	23,600円	9,100円	10,100円	9,100円	9,800円
平等割額	23,700円	23,900円	8,100円	8,900円	7,300円	7,800円

### 変更点② 低所得世帯に対する国保税の軽減(5割・2割)の基準額が変更となりました

軽減割合	世帯主、国保加入者、特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計	
	変更前	変更後
5割軽減	43万円 + 29万円 × (国保加入者および特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + 29万5,000円 × (国保加入者および特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + 53万5,000円 × (国保加入者および特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + 54万5,000円 × (国保加入者および特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

### 変更点③ 後期高齢者支援分の限度額(最高税額)が、22万円から24万円に変更となりました

保険税  
納税通知書を  
7月上旬から  
発送

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となるため、世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。納付方法によりお送りするものが異なりますので、通知が届きましたら確認をお願いします。納付方法には次の二つがあります。

- 普通徴収 通知書に記載された口座から振り替えで納付していただくか、同封する納付書で納付していただけます。
- 特別徴収 加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として世帯主が受給する年金の支給に合わせ、年金からの天引きで納付していただけます。



◀桃色の封筒でお送りします